

平成 21 年 12 月 3 日
環境エネルギー政策研究所
所長 飯田 哲也

事業仕分け人からの緊急解説

～太陽光補助金を廃止した方がはるかに普及する～

国民の注目を集めた事業仕分けが終わりました。飯田哲也当研究所所長も仕分け人として任命され、第二 WG のうち、外務省と経済産業省の事業仕分けに参画しました。その中で、新政権の「温室効果ガス 25%削減に逆行するのではないか」との声も散見される「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」を中心に、事業仕分けの議論の経過と意図などについて、取り急ぎ解説・報告いたします。

(注)なお、この解説は、飯田哲也所長個人の見解であり、行政刷新会議としての見解ではありません。

■ 太陽光補助金を廃止した方がはるかに普及する

11 月 10 日から 27 日まで行われた行政刷新会議の事業仕分けのうち、最終日に自然エネルギー関連の二つの補助金事業について、補助金に頼らない新たな制度（とくにフィード・イン・タリフ）への移行が望ましいとの理由から、

- ・ 地方自治体や民間事業者などの新エネルギー設備設置に対する「新エネルギー等導入加速化支援対策補助金」については**予算半減**とされ、
- ・ 主に一般家庭への太陽光発電設置に対する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」については、**予算化見送り**

との事業仕分け結果となりました。

これに対して、一部に「鳩山政権の温室効果 25%削減に逆行するのではないか」との声が聞かれますが、これは事業仕分けの議論を無視した、大きな誤解です。事業仕分けでは、自然エネルギーのいっそうの普及を促すという大目的を共有しつつ、後に述べるとおり、補助金という政策手法の問題点を指摘しながら、すでに始まっているフィード・イン・タリフ制度の早急な改善と移行を促したものです。

また 11 月 30 日には、直嶋正行経済産業大臣が住宅用補助について「内容を改善しながら予算要求していきたい」と継続を要求する考えを示しましたが、事業仕分け結果を十分に吟味することなく、それを覆すような意見表明には疑問を感じます。

なぜなら、今回の事業仕分け結果は、多くの国民が関心を持って議論の現場に立ち会い、注視する中で行われた議論の結果として示されたものであり、これが再び、密室の議論で軽々と覆されるようなことがあってはなりません。しかも議論の内容は、極めて妥当なものであり、補助金という非効率な政策手法から、民主党もマニフェストに掲げている、はるかに効果的なフィード・イン・タリフ制度への移行を促したものであること、そして国の厳しい財政健全化にも資する、文字どおり「ウィン＝ウィン」の結論だからです。

また、11 月 30 日に行われた行政刷新会議の場でも、「一つひとつの事業やこれに予算をつけるに際しては、その目的はもちろん、その手法の適否や効果の有無について、国民に対し十分な説明責任を果たしていくのでなければならないということ」とされ、筆頭に「重複の排除」が指摘されています。住宅用補助は、一事業に対する典型的な「補助の重複」です。

仮に事業仕分け結果を覆すのであれば、以上で指摘された論点すべてに対して、十分な説明責任を果たす必要がありますが、それは相当に困難ではないかと考えます。

直嶋経産大臣には、経産省をよく指揮していただいて、ドイツなどを凌駕するような万全な制度設

計を急ぐことに注力していただくよう、提言申し上げます。

■ 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の事業仕分け結果

まず、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の事業仕分けの結果は、以下のとおり。

【項目名】住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金
【概算要求】412 億円（補助金 385 億円＝@7 万円/kW×55 万 kW、業務費 27 億円）
【WG の評価結果】来年度の予算計上見送り （※12 月末までに新政権の下、よく議論・精査し、必要があれば出し直し） 【取りまとめコメント】 民主党政権の元でもこの CO2 削減 25%に向かって政策を実現していくということ、そしてまた、太陽光発電の重要性はよく承知しているが、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金については、予算計上見送りとさせていただく。完全なフィード・イン・タリフ移行が望ましい、補助金の交付先に非常に高額な補助金が出ている、CO2 削減という政策目標達成のために全体のデザインをみなおした上で効果的な予算配分を行ってほしいなどの意見があった。新政権の下、本事業については、12 月末までの予算編成過程において、よく議論・精査していただき、必要であれば出し直していただきたい。

【解説】

・ フィード・イン・タリフ制度への一本化を後押しする狙いの「見送り判定」

まず、以上の理由を見れば明らかなおと、事業仕分けの理由は、フィード・イン・タリフによる手当てに一本化すべきとの意見が主である。つまり、仕分けでの議論は、いっそうの普及を意図したもので、巷間言われるような「25%削減に逆行」は明らかな誤解である。

・ 本来的に非効率な初期補助金よりも、ドイツ型のフィード・イン・タリフの方が効果的かつ合理的

政策手段として、初期補助金よりも、ドイツ型のフィード・イン・タリフの方がはるかに普及に貢献することは、各国の先行例から明白である。初期補助金は、事業のパフォーマンスとは無関係であること、行政コストがかかることから、本格的な普及に用いるには、相対的に非効率な政策手段である。

・ 住宅用太陽光発電へのフィード・イン・タリフ制度はすでに始まっており、「補助の二重払い」となること

フィード・イン・タリフは、旧政権の経産大臣の名前で 8 月 31 日に公布された政省令で、中途半端な支援ながら、この 11 月から始まっている。その上、初期の設置補助金を重ねることは、支援制度をいたずらに複雑にするだけで、行政コストも高く（補助額の 7%）、被助成者にも混乱を及ぼす。なお、「現行のフィード・イン・タリフは補助金を織り込んだ制度設計だ」という抗弁に対しては、そもそもそういう制度設計がナンセンスであったと回答した。

・ 「7万円／キロワットの補助金」は旧政権の置き土産

概算要求されていた「7 万円／キロワットの補助金」は、2008 年の洞爺湖サミットに向けた「手土産」として復活された「旧政権の忘れ物」である。むしろ、2005 年まで補助金(2.5 万円/kW)→2006～08 年は補助金無し→09 年から補助金(7 万円/kW)復活と、補助金の有無も金額も猫の目のように変わり、社会的な不公平を無用に作ってきた。

・ 導入済みのフィード・イン・タリフを微修正(買取期間延長)するだけで、いっそう効果的な支援策にできる

本件に関しては、「全量・全種類」に抜本改正しなくても、エネルギー供給高度化法に従えば、経産大臣の裁量で、すでに導入されたフィード・イン・タリフをベースに微修正するだけで、設置補助金に変わる支援への変更は容易である。具体的には、買取期間を現行の 10 年から 3 年延長すれば補助金と同等となり、いっそうドイツ並みの 20 年に延長してはどうか。

・ 拙速導入した「旧政権フィード・イン・タリフ」の弊害を是正するため、見直しは必至

8 月 31 日に「二階経産大臣」(当時)の名前で政省令が公布され、11 月から始まった「旧政権フィード・イン・タリフ制度」は、あまりに拙速に導入したため、小型風力発電などを排除する問題規定が紛れ込んだ。そのため、小型風力発電で世界に誇るゼファー社などは、苦境に陥っており、政省令の早急な見直しは待ったなしである。

・ 事業用も対象に加えれば、赤字のメガソーラー事業も利益を生み出し、市場も飛躍的に拡大する

むしろこれを機に、現行のフィード・イン・タリフ制度をベースに、太陽光発電だけでも、事業用を対象に含めた制度への改正を先行させるべきである。それによって、現状、電力会社が赤字プロジェクトとして進めているメガソーラー事業も利益を見込むことができる。つまり、補助金を廃止した方がはるかに普及することが期待できる。

■ 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金の事業仕分け結果

新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金の事業仕分けの結果は、以下のとおり。

【項目名】新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金
【概算要求】388 億円（補助金分 383 億円＝事業者 321.8 億円＋地域 61.6 億円、業務費 5 億円）
【WG の評価結果】 予算要求の縮減（半額） 【取りまとめコメント】 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金については、これも意見が分かれたが、廃止 4 名、予算計上見送りが 2 名、予算縮減が 7 名、そのうち半額が 1 名、1/3 程度が 3 名であった。廃止、予算計上見送りは、予算をゼロにすべきとの意見なので、第 2 ワーキンググループの結論としては、「予算要求の縮減、半額程度」とする。 税金による優遇、フィード・イン・タリフの推進に完全にシフトすべきではないか、予算はそれらを大幅に増額すべきとの意見が多数あったので、このことも、新政権の下で、検討してもらいたい。また、補助金は中小企業に特化すべきとの意見もあったので、実現してもらいたい。

【解説】

・ 基本的に、よりいっそうの普及を意図した仕分け結果であった

本事業も、事業仕分けの理由は、住宅用太陽光と同じく、原則として、フィード・イン・タリフへの一本化をすべきとの意見が主たる理由であり、仕分け人一同、「自然エネルギーのよりいっそうの普及を目指す」意図では一致していた。

・ 初期補助金が必然的に生み出す「回らない風車」を再発させないため

そもそも、一般の方に理解していただきたいのは、初期の設備投資補助金という政策手法は、本質的に非効率で不公平な政策手法であるという客観的な事実である。現実にも、「回らない風車」として知られる数多くの失敗事業も見られる上、補助金の選考・採択をめぐって指摘されている問題点は枚挙にいとまがない。これは、初期の設備投資補助金が以下の性質を有するからである。

- (1) パフォーマンス（実際の発電量）と補助金額が、本来的に無関係であること
- (2) 初期投資に対する割合（1/2 や 1/3）で支払われるため、初期投資を高めに誘導すること
- (3) 選考の裁量・恣意性は避けられず、競争環境を歪めること
- (4) 選考によってパフォーマンスを見通すことは不可能であり、費用対効果で見た政策効率を落とすこと
- (5) 年 1 回のサイクル、および補助金額が上限となることで、普及のスピードを鈍らせること

・ ただし、住宅用太陽光とは異なり、いくつか考慮すべき点(主に経過措置)がある

この補助金に関して、以下の 2 点を考慮する必要があると考える。

- (1) （すでに導入されている太陽光以外は）フィード・イン・タリフ制度の導入に若干時間を要すること
- (2) 新規分と後年度負担分があり、後者はすでに工事着手している事業であること

この 2 点に関しては、もともと経済産業省の説明シートに含まれておらず、とくにフィード・イン・タリフ制度に関しては、事業仕分けの場では、経産省自らの積極的な説明を避けていた。また、後年度負担についても、新規と切り分けた丁寧な説明がなく、「大義名分の説明」が先行した結果、事業仕分けの場で議論も不足していたことは否定できない。

・ 新規分は「全量・全種類フィード・イン・タリフ制度」の導入を仮定して全額見送りしてはどうか

「全量・全種類のフィード・イン・タリフ制度」の検討はすでに始まっていること、一般に補助金サイクルが募集から決定まで半年程度を要することを考えれば、来年度からの新規分（388 億円のうち、90 億円）は、「全量・全種類のフィード・イン・タリフ制度」の導入を前提に、全額見送ることが妥当である。制度施行がどうしても間に合わないなどの場合は、来年度の補正予算で対処すればよい。

・ 後年度負担分は、全額支払いを前提としつつ、案件毎に精査してはどうか

他方、後年度負担分として要求されている分（388 億円のうち、298 億円）については、原則として、全額計上することもやむを得ないと考える。しかし、案件毎に精査をして、「全量・全種類のフィード・イン・タリフ制度」の導入を前提に、補助金額を減額できるものは、そのように事業計画を見直した上で、できるだけ補助金総額を減額していく方が望ましい。これに全額見送りをする新規分を加えれば、「半額への縮減」は概ね妥当な仕分け結果と考える。

・「中小企業に特化」は同じ枠で議論された省エネ補助金との混同の可能性がある

なお、この補助金で指摘された「中小企業に特化すべき」との取りまとめコメントは、ひょっとすると同じ時間枠で議論された省エネ補助金（エネルギー使用合理化事業者支援）を巡る議論と混同されたものかもしれない。議論に参加した自分自身の記憶でも、省エネ補助金については、製鉄会社など大企業への補助金が主体であることが大きな論点として議論されたとの記憶があるので、行政刷新会議事務局に再確認したい。自然エネルギー事業については、本来的に大企業・中小企業は無関係であるべきであり、現実にも一つひとつの事業が単独の事業採算性を持つ独立の事業として計画されるため、ほとんどは特定目的会社（SPC）が設立されるため、大企業・中小企業の区分は難しい。

【このプレスリリースに関するお問い合わせはこちら】

環境エネルギー政策研究所（ISEP）

E-mail: info01@isep.or.jp

TEL: 03-5318-3331, FAX: 03-3319-0330

担当: 山下